

改 正 後

別表第一（第二条第一項関係）

八 道路交通法関係法令の規定

〔略〕

道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）

第三十九条の二第三項及び第七項並びに第三十九条の二の二第三項、第三十九条の三第三項、第三十九条の四第三項、第三十九条の五第三項、第三十九条の六第三項及び第三十九条の七第三項において読み替えて準用する第三十九条の二第三項及び第七項

〔略〕

備考 表中「」の記載は注記である。

改 正 前

別表第一（第二条第一項関係）

八 道路交通法関係法令の規定

〔同上〕

道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）

第三項、第三十九条の二第三項及び第七項並びに第三十九条の三第三項、第三十九条の四第三項、第三十九条の五第三項、第三十九条の六第三項及び第三十九条の七第三項において読み替えて準用する第三十九条の二第三項及び第七項

〔同上〕